保険毎日新聞

号外

発行所
保険毎日新聞社
東京都千代田区岩本町1丁目4番7号
〒101-0032
電話 03(3865)1401(代表)
振替 00140－6－70860
©保険毎日新聞社

――相続診断協会――

資格試験の申込者数 2000人突破

約8割が生命保険業界から CBT方式導入へ

相続診断士の資格試験申込者数が2000人を突破した。その約8割は生命保険業界からで、同業界への普及が進んでいることが判明した。このため、一般社団法人相続診断協会（東京都中央区）では、全国各地で試験が受けられるよう、10月末から試験方法にCBT（Computer Based Testing）方式を導入した。同協会の小川実代表理事は「相続は生保業界との親和性が高く、ライフプランを提案する上で切り離せない問題だ」と強調するとともに、「生命保険業界では相続に関する潜在的なニーズがあり、相続診断士への相談も増えている」と言う。今年度中に資格取得者2000人を目指しており、今後も資格の普及に向けて積極的に推進していく方針だ。

小川代表理事

生保業界から申込者が急増

相続診断協会は2011年12月の設立以来、「『争族』を『笑顔相続』に変える」を理念に掲げて相続診断士の普及に努めてきた。申込者の約8割が生保業界が占める理由について小川氏は「相続税、遺産分割時などの現金の用意は生保を活用しなければ難しいため、相続と生保は切り離せない問題だ。営業担当者もライフプランを提案する中で実感し、顧客へ付加価値を提供するために資格取得に励んでいるのではないか」と明かす。

相続診断士は、相続手続きに関する問題点の指摘や情報提供などを行い、弁護士、税理士、司法書士、行政書士などの専門家の関与が必要な場合は専門家を紹介することで、相続をめぐる遺族間の争いを防止し、円滑な相続手続きを支援する。生保営業担当者が資格を取得した場合、資格名を名刺に記載することで顧客が相続の相談をするきっかけができるとともに、円滑な保険提案につなげることが可能だ。

深みある保険提案のために

「オーナー経営者の悩みを解決し、企業の存続と発展に貢献する」を経営理念に掲げる生保代理店のヒューマンネットワークでは、営業担当者全員が相続診断士の資格を取得。相続の問題点として挙げられる①遺産分割②納税資金③相続税の金額―のそれぞれに生保を有効活用している。①の具体的な手続きは税理士などに相談して進めるが、経営者の思いを聞き、生保を固有の財産として贈与したい人を受取人にすることができる。②については、相続財産の約6割を換金しにくい土地と建物が占めているため、生保を活用して現金を確保する。③では、生前贈与と生保を組み合わせることで有効な対策とすることが可能になる。

齋藤伸市代表取締役は「オーナー経営者の年齢層は60～70歳で相続への関心が高い。会話の中で話題に上ることも多く、保険の提案に当たって相続についてのアドバイスも求められる。ニーズに応え、深みのある保険提案を行うには相続の知識が必要だ。同資格の取得でお客さまから相続の話を引き出すことができ、お客さまも相続について相談する相手や機会を求めている」と話す。

経営者が亡くなり、保険金を支払う際には、遺族から相続についての相談を受けることも多いという。その時、適切に対応することで、後継者との信頼関係の醸成につなげることもできるため、同資格取得は有益だと指摘する。

同社の有田陽一取締役は、自身の家族の相続問題を経験しており、「お金は人を変えるという苦い思いを味わった。同資格は、生前から相続を準備する必要があることを喚起して生保提案につなげるとともに、士業の専門家との橋渡し役ともなれるため、大きな効果が期待できる」と強調する。

試験の風景

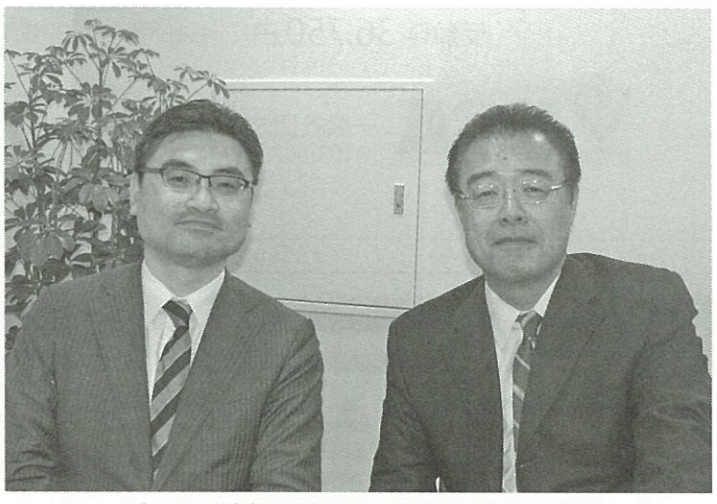
有田取締役（左）と齋藤代表取締役

120カ所で試験が可能に

現在、試験会場は札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の6個所で、毎月第3土曜日に実施している。会社単位で約10人の受験者が集まる場合は個別に対応しており、会社単位での申し込みも多いという。しかし、申込者が増える一方で、地方からの受験者は試験会場が遠いといった利便性の問題や、採点に手間と時間がかかるといった事務的な問題が浮き彫りとなり、これらを解決するため、試験に関するすべてのプロセスをPC化するCBT方式の導入を決めた。これにより、決められた会場や日時に受験する必要がなくなるほか、全国約120カ所での試験が可能となり、受験者の都合に合わせて会場と日程が自由に選択できるようになる。

小川氏は「地方からの受験者の移動時間を大幅に省くことができる。また、試験はPCで受けられることから、試験結果を終了と同時に確認することが可能で、採点する手間がなくなり、事務効率も向上する。さらなる資格取得者の増加が期待できる」と強調する。

士業との連携強化

相続診断協会では現在、士業専門家との連携強化に努めている。各地域に士業専門家を配置することで、相続診断士からの問題を解決する仕組みを構築するためだ。また、相続診断士と士業専門家の関係構築によりスムーズな相続診断も可能となる。現在、約40事務所の士業専門家がパートナーとして活躍しており、今後は全国各地で士業専門家向けにセミナーを開催するなど、相続診断士への理解浸透、士業専門家とのパートナー連携を強化していく方針だ。

笑顔相続に向けて

2009年に財務省がまとめた「相続税の課税状況の推移」によると、100人中4人しか相続税が課されていない。ただ、将来的に相続税の基礎控除が縮小される見込みのため、課税割合も1000人中約10人にまで拡大すると予想されており、今後さらに相続の際の遺産分割が深刻な問題となると見られている。

小川氏は「〝相続〟が〝争族〟になってしまう可能性は誰にでもあり、そうした不幸を未然に防ぎ、笑顔で相続を迎えるお手伝いをするのが相続診断士。こうした問題を1件でも減らすため、相続診断士に気軽に相談できる環境を整えることが必要だ。何年かかるか分からないが、相続診断士のおかげで笑顔の相続ができたといわれるよう努力していく。そのためには保険は必須なことから、生保業界の方にも協力していただきたい」と呼び掛ける。

【相続診断協会のURL=http://souzokushindan.com/】